

令和3年 No.35

○東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

客員教授等候補者選考委員会の組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年5月26日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年5月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和3年規程第19号

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学客員教授等選考規程（平成9年規程第5号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部改正について

改正理由：客員教授等候補者選考委員会の組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (選考) 第3条 各学系及びセンターにおける客員教授等の選考は、客員教授等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て、学長が行う。 2 〔省略〕 〔省略〕 (選考委員会の構成) 第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 当該学系長 (2) 当該分野の教授 1名 (3) 当該学系に所属する教授 <u>4名</u> 2 センターの選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長（ただし、理科教員高度支援センターにあつては、自然科学系長） (2) 当該センターの長 (3) 当該センターの<u>運営委員会委員 4名</u> 3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該分野に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、准教授をもって委員とすることができる。 〔省略〕 (報告) 第12条 選考委員会の委員長は、その選考に至った経緯を客員教授等候補者選考報告書（様式第2）により教授会に報告した後、客員教授等候補者選考結果報告書（様式第3）（次項において「選考結果報告書」という。）により教育研究評議会に報告しなければならない。	〔省略〕 (選考) 第3条 各学系及びセンターにおける客員教授等の選考は、客員教授等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て、学長が行う。 2 〔省略〕 〔省略〕 (選考委員会の構成) 第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 当該学系長 (2) 当該分野の教授 1名 (3) 当該学系に所属する教授 <u>6名</u> 2 センターの選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長（ただし、理科教員高度支援センターにあつては、自然科学系長） (2) 当該センターの長 (3) 当該センターの<u>運営委員会委員である教授 6名</u> 3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該分野に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、准教授をもって委員とすることができる。 〔省略〕 (報告) 第12条 選考委員会の委員長は、その選考に至った経緯を客員教授等候補者選考報告書（様式第2）により教授会に報告した後、客員教授等候補者選考結果報告書（様式第3）（次項において「選考結果報告書」という。）により教育研究評議会に報告しなければならない。

2・3 〔省略〕

〔省略〕

様式第2（第12条第1項関係）

（表紙）

客員教授等候補者選考報告書

〇〇講座（〇〇分野）

〇〇センター

年 月 日

学系教授会

（1頁）

選考委員会委員

委員長

委員

〔省略〕

〔省略〕

附 則

この規程は、令和3年5月27日から施行する。

2・3 〔省略〕

〔省略〕

様式第2（第12条第1項関係）

（表紙）

客員教授等候補者選考報告書

〇〇講座（〇〇分野）

〇〇センター

年 月 日

学系教授会

（1頁）

選考委員会委員

委員長

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

〔省略〕

〔省略〕